

定 款

2025 年 6 月 27 日

株式会社 豊和銀行

株式会社豊和銀行定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社豊和銀行と称する。

英文では、THE HOWA BANK, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引
2. 債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、社債、株式等の振替に関する法律その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯又は関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を大分県大分市に置く。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び大分市において発行する大分合同新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、4千1百6十万株とし、普通株式、B種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3千6百万株、3百万株、1百6十万株及び1百万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によ

って市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は、全部の種類の株式について 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当銀行の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当銀行の株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 2 章の 2 優先株式

(B 種優先株式)

第 12 条の 2 当銀行の発行する B 種優先株式の内容は次のとおりとする。

(B 種優先配当金)

- 1 当銀行は、第 35 条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、B 種優先株式を有する株主(以下「B 種優先株主」という。)又はB 種優先株式の登録株式質権者(以下「B 種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき B 種優先株式の払込金額の 0.80% (平成 19 年 3 月 31 日を基準日とする期末の

剰余金の配当の場合は、年率 0.80%に基づき払込の日から平成 19 年 3 月 31 日までの間の日の数（初日と最終日を含む。）につき 1 年を 365 日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り捨てるものとする。）に相当する額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「B 種優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第 4 項に定める B 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(非累積条項)

- 2 ある事業年度において、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が B 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

- 3 B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、B 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口若しくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号口若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(B 種優先中間配当金)

- 4 当銀行は、第 36 条に定める中間配当を行うときは、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき B 種優先配当金の 2 分の 1 に相当する額（平成 18 年 9 月 30 日を基準日とする中間配当の場合は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り捨てるものとする。）の金銭（以下「B 種優先中間配当金」という。）を支払う。

(残余財産の分配)

- 5 当銀行は、残余財産を分配するときは、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき 1,000 円の金銭を支払う。B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

- 6 B 種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

- 7 法令に別段の定めがある場合を除き、B 種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B 種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行

わない。

(取得請求権)

8 B種優先株式の取得請求権の内容は以下のとおりとする。

①取得請求権

B種優先株主は、下記②に定めるB種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「B種取得請求期間」という。）中、当銀行がB種優先株式を取得するのと引換えに下記③及び④に定める算出方法により算出される数の当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。

②B種取得請求期間

平成21年7月1日から平成41年9月30日までとする。

③取得と引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

$$= \frac{\text{B種優先株主が取得を請求した} \\ \text{B種優先株式の払込金額の総額}}{\text{B種取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

④当初B種取得価額

当初B種取得価額は、平成21年6月30日（以下「B種取得価額決定日」という。）における普通株式の時価又は普通株式1株当たり純資産額のいずれか低い金額とする。ただし、当初B種取得価額が35円（ただし、下記⑤の調整を受ける。）（以下「下限当初B種取得価額」という。）を下回る場合は、当初B種取得価額は下限当初B種取得価額とする。普通株式の時価とは、B種取得価額決定日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、下記⑤に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記⑤に準じて調整される。

また、普通株式1株当たり純資産額とは、次の算式により算出される額

をいい、普通株式 1 株当たり純資産額の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

$$\text{普通株式 1 株当たり純資産額} = \frac{A - B}{C - D}$$

上記の算式における A、B、C 及び D は、それぞれ以下を意味する。

- A B 種取得価額決定日の直前の当銀行事業年度の末日における「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表の純資産の部の合計金額から、同連結財務諸表の少数株主持分の金額並びに当銀行による直前の事業年度中の日を基準日とする普通株式以外の種類株式に係る金銭による剰余金の配当のうち、当銀行の事業年度の末日経過後に支払われる金銭による剰余金の配当の額を控除した金額
- B B 種取得価額決定日において当銀行が発行している普通株式以外の種類株式（B 種優先株式を含む。）の払込金額の総額
- C B 種取得価額決定日における当銀行の発行済普通株式総数
- D B 種取得価額決定日における当銀行及び当銀行の連結子会社（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 5 条に従い、連結の範囲に含められる当銀行の子会社をいう。）が保有する当銀行の普通株式数

⑤ B 種取得価額の調整

B 種優先株式発行後、下記(イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、次に定める算式（以下「B 種取得価額調整式」という。）により B 種取得価額を調整するものとする。

$$\text{調整後 B 種取得価額} = \text{調整前 B 種取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{1 株当たりの時価}}}$$

- (イ) B 種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当銀行が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、下記(ハ)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記(ニ)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）調整後 B 種取得価額は、払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当ての

ための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式の分割の場合

調整後B種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合のB種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、また、「(既発行普通株式数-自己株式数)」は、「既発行普通株式数」と読み替えるものとする。

(ハ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当銀行の普通株式又は当銀行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後B種取得価額は、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみなして（当銀行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後B種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日（以下本(ハ)において「価額決定日」という。）に、発行される証券（権利）の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみなして（当銀行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ハ)において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得（又は行使）に際して当該証券（権利）（又は新株予約権）の保有者に交

付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいうものとする。

- (ニ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当銀行の普通株式、又は、当銀行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後B種取得価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして（当銀行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができるとする株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後B種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日（以下、本(ニ)において「価額決定日」という。）に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使されたものとみなして（当銀行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができるとする株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ニ)において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。

- (ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合

調整後B種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。B種取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。

- (ヘ) B種取得価額調整式における「1株当たり払込金額」とは、それぞれ以下

のとおりとする。

- (a) 上記(イ)の場合 当該払込金額（無償割当ての場合は 0 円）
 - (b) 上記(ロ)の場合 0 円
 - (c) 上記(ハ)の場合 上記(ハ)に定める価額
 - (d) 上記(ニ)の場合 上記(ニ)に定める価額
 - (e) 上記(ホ)の場合 0 円
- (ト) 上記(イ)乃至(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項（ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後 B 種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- (チ) 上記(イ)乃至(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当銀行取締役会が判断する合理的な B 種取得価額に変更される。
- (a) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために B 種取得価額の調整を必要とするとき。
 - (b) その他当銀行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって B 種取得価額の調整を必要とするとき。
 - (c) B 種取得価額の調整事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後 B 種取得価額の算出に関して使用すべき 1 株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (リ) B 種取得価額調整式における「時価」とは、調整後 B 種取得価額の適用の基準となる日に先立つ 20 取引日目に始まる 15 取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、上記 15 取引日の間に、上記(イ)乃至(ホ)に定める B 種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本⑤に準じて調整される。
- (ヌ) B 種取得価額調整式で使用する「調整前 B 種取得価額」とは、調整後 B 種取得価額を適用する日の前日において有効な B 種取得価額とする。
- (ル) B 種取得価額調整式で使用する「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」とは、基準日がない場合は調整後 B 種取得価額を適用する日の 1 か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。
- (ヲ) 調整後 B 種取得価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (ワ) B 種取得価額調整式により算出された調整後 B 種取得価額と調整前 B 種取得価額との差額が 1 円未満の場合は、B 種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後 B 種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、B 種取得価額を算出する場合には、B 種取得価額調整式中の調整前 B 種取得価額に代えて調整前 B 種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(取得条項)

9 当銀行は、B種取得請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに、B種優先株式1株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の70%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「下限一斉B種取得価額」という。）を下回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の100%に相当する額（以下「上限一斉B種取得価額」という。）を上回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を上限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。また、一斉取得日までに当銀行がD種優先株式を第12条の3第10項に定める普通株式を対価とする取得条項により取得した場合には、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

（D種優先株式）

第12条の3 当銀行の発行するD種優先株式の内容は次のとおりとする。

（D種優先配当金）

1 当銀行は、定款第35条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、D種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「D種優先配当金」という。）の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優

先登録株式質権者に対して第4項に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(非累積条項)

- 2 ある事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

- 3 D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(D種優先中間配当金)

- 4 当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払う。

(残余財産の分配)

- 5 当銀行は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてD種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

- 6 D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会にD種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないとときはその定時株主総会より、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除し

た額) の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(株式の分割又は併合及び株式無償割当て)

7 株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。株式無償割当てを行うときは、普通株式及びD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

8 D種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、D種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該D種優先株主に対して交付するものとする。

② D種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める平成41年3月31日までの間の期間（以下「D種取得請求期間」という。）とする。

③ 当銀行は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数にD種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてD種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(金銭を対価とする取得条項)

9 当銀行は、D種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、

下記②に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 当銀行は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額相当額を踏まえてD種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

10 当銀行は、D種取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないD種優先株式の全てをD種取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数にD種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はD種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(F種優先株式)

第12条の4 当銀行の発行するF種優先株式の内容は次のとおりとする。

(F種優先配当金)

1 当銀行は、第35条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)又はF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、F種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下「F種優先配当金」という。)の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して第4項に定めるF種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(非累積条項)

2 ある事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がF種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3 F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(F種優先中間配当金)

4 当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「F種優先中間配当金」という。）を支払う。

(残余財産の分配)

5 当銀行は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてF種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6 F種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(種類株主総会)

7 法令に別段の定めがある場合を除き、当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、F種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(株式の分割又は併合及び株式無償割当て)

8 株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びF種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。株式無償割当てを行うときは、普通株式及びF種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(金銭を対価とする取得条項)

9 当銀行は、F種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるF種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をF種優先株主に対して交付するものとする。なお、F種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 当銀行は、F種優先株式の取得と引換えに、F種優先株式1株につき、F種優先株式の払込金額相当額を踏まえてF種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

10 当銀行は、F種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日をもって、当該日までに当銀行に取得されていないF種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるF種優先株式を取得するのと引換えに、各F種優先株主に対し、その有するF種優先株式数にF種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はF種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。F種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(譲渡制限)

11 F種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。

(優先順位)

第12条の5 B種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(自己株式取得)

第12条の6 当銀行はF種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当銀行の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、

必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

2 取締役頭取に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第 3 章の 2 種類株主総会

(種類株主総会への準用)

第 18 条の 2 第 15 条及び第 18 条の規定は種類株主総会に準用する。

2 第 14 条の規定は定時株主総会と同日に開催される種類株主総会に準用する。

(種類株主総会の決議方法)

第 18 条の 3 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使

することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当銀行の取締役は 12 名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 当銀行の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）中より取締役会長、取締役頭取各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2 代表取締役は、取締役会長、取締役頭取及び専務取締役中より取締役会の決議によって選定され、各自会社を代表する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

2 取締役頭取に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた

順序により、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当銀行は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当銀行は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 29 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 35 条 当銀行の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 36 条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払義務を免れる。

2 前項の未払配当金については利息を付さない。